

IV 防災のための安全管理

火災・地震等の災害の発生に対し、児童等及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施等を図るため、児童生徒の発達段階、地域の実情、過去の災害発生事例等を踏まえながら、学校防災に関する計画を作成する必要がある。そして、防災のための組織を確立し万全の体制がとられていなければならない。

1 学校の防災管理組織の整備 (P 1 2 9 参照)

日頃から、教職員の安全意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定めておくことが必要である。また、災害発生時における体制については学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情に応じ、教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制について考慮する必要がある。

2 学校防災計画

- ・児童等の安全確保の方策 (P 1 3 0～P 1 3 3 参照)
- ・施設設備の管理・整備 (P 1 3 8～P 1 3 9 参照)
- ・安全点検の実施
- ・防災教育の実施
- ・連絡体制の整備 (P 1 4 0 参照)
- ・学校安全度の評価・改善 など。

[留意点]

- ア 安全点検の実実施計画を作成し、施設設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。
- イ 児童生徒の使用頻度の高い運動場、教室、体育館、廊下等について日常点検を実施する。
- ウ 学校及び学校区域内の地形、地盤等の条件を検討し、災害発生時における学校の被害及び児童等の通学路の障害について予測し、関係機関・団体とも協議して日頃から対策を立てておくようにする。
- エ 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、学校と教育委員会、災害対策担当部局との情報連絡手段・体制の整備を図る。
- オ 教職員間、学校と保護者・児童等との情報連絡体制を整える。保護者へは学校の防災体制及び措置、特に児童等の引き渡し方法を知らせておく。(P 1 4 1 参照)

3 災害特質に応じた措置

① 火災

学校または学校付近からの出火の際には、まず、発見者が他の教職員や周囲に火災発生を伝える。併せて、消防署へ通報し、可能ならば初期消火を試みる。児童生徒に対しては、動揺を抑え安全に避難させる。また、負傷者には応急手当を行う。防火体制としては、例えば、防災本部を設け、通報連絡、初期消火、避難誘導、搬出、警備、救護等の役割分担に応じて全教職員が対応できるようにしておく。

避難は火災の状況に応じて迅速かつ安全に行う。避難に際しては校内における残留者の有無や負傷者の有無の確認及び適切な事後措置を行う。一方、校内の防災本部では、刻々変化する状況を正確に把握し、混乱のないよう的確に指示を行う。

② 地震、津波

地震は突発的であるため、発生時には児童生徒等の動揺はきわめて大きく、室外への飛び出しなど混乱状態を引き起こすことがある。したがって、まず教員は冷静さを失わず的確に指示を与え、混乱状態を沈静化させる必要がある。地震の場合の避難は、震動が収まった後、校内の防災本部の指示及び避難要領に従って迅速かつ安全に行う。その際、残留者や負傷者について確認する。又負傷者には応急手当を行い、医療機関へ連絡する。併せて、二次的に起きる火災を防ぐため、学校給食の調理場、家庭科の調理室、理科の実験室等をはじめとして、火気の始末を徹底する。また、地震に伴い、津波、土砂崩れ、ガス管の破裂、運動場の地割れ、液化現象など二次災害の原因となる状況が発生しうるので、特に注意する。事後措置としては、災害等に関する情報の収集、応急手当、関係者や医療機関を含む関連機関への連絡・対応・必要に応じた第二次避難場所への避難、校内及び近隣の罹災状況の把握、避難場所となった場合の運営や被災者への対応等があげられる。

③ 火山活動による災害及び風水害、豪雪等

火山活動、風水害、豪雪等の災害発生に対しては、教育委員会からの指示や関係機関等との連絡により、生徒の緊急下校や避難の措置をとる。緊急下校の際には、通学路の安全を確認し、家庭と連絡を取るなどして下校の時機やその方法を的確に判断する。また、始業前の場合には登下校の可否を決定し、多の必要事項とともに、その旨を家庭に連絡する。詳細については地震の場合に準ずる。

④ 原子力災害

まず学校の近隣における原子力関連施設の設置状況や、事故災害発生時の措置について、あらかじめ把握しておく。放射性物質は無色無臭であり、そのレベル、被爆や汚染の程度などを知覚することは不可能である。よって、緊急事態に置いては、国、都道府県、市町村などの災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。災害発生時には、災害対策本部と綿密に連絡を取ることが不可欠である。併せて事前に災害発生時における都道府県や市区町村などの対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝えられ方、伝えられた情報の内容確認の仕方、児童生徒などのとるべき行動などについて把握しておく必要がある。

災害発生時には、まず、テレビ、ラジオ、広報車、コンピュータ等様々な手段で伝達される情報を入手する。その際には、情報の正確性に留意する。また、災害対策本部の情報から、状況などを把握するとともに、屋内待避・避難などの対応方針について指示を受ける。

さらに、対応方針に応じて、児童生徒などに対して、とるべき行動の指示を行う。たとえば、戸や窓を閉めたり、換気扇・空調設備などを止めたりするなど、外気を遮断するなどの具体策をとる。なお、対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童生徒については、顔や手の洗浄、シャワーなどが必要な場合もある。また、必要になった場合の保護者との連絡法についても検討しておく。

4 地域関係機関、団体との協力

防火、消化施設・設備の整備、災害発生時の避難場所、避難経路の安全確保、安全な誘導などについて、日頃から警察署、消防関係機関・団体等の協力を得て、災害発生の場合に備えることが必要である。

5 避難（防災）訓練

災害発生時における安全確保のための基本的な行動習慣の確立とともに、多種多様な災害発生状況を想定した訓練の実施が望まれる。地域や学校の実態に応じて、訓練の時期、災害の種類、対象、実施回数、方法等について計画を立て、年間を通じて意図的、計画的に実施することが必要である。

- ア あらゆる場面を想定して行うことが必要である。特に学校の立地条件を考慮に入れることは重要である。
- イ 訓練が形式的に済まされることのないように、地域の消防署等との連携を図って緊迫感や臨場感を持たせたり、あらゆる可能性を想定して教職員や児童生徒等の負傷や学級担任不在の場合などにおける対応なども含めたりして、実践的に訓練を行う工夫も望まれる。
- ウ 訓練を一層効果的にしていくために、人員把握、安全確認や指示の方法、避難に必要な時間、避難場所。避難経路の選定、児童等の避難行動時の状況等について専門家の協力を得て適切に評価を行い、その後の訓練に生かすことが必要である。

6 学校が避難場所になった場合

学校は教育施設であるが、災害が発生した場合、学校が避難場所として重要な役割を果たすことが予想される。災害時における教職員の第一の役割は児童生徒等の安全を確保すると共に、学校教育活動の早期再開に向けて取り組むことである。しかし、地域防災計画において避難所として指定されている学校や災害の規模・程度・地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、学校防災に関する計画を策定する場合、避難所等の運営方策や教職員の対応方策等について定めておくことが大切である。

7 避難所を選定する上での留意点

学校等の校庭は、地域に大火、地震が発生したときの第一避難所となることが多いが、過去の災害の例から立地条件によっては必ずしも安全と言えないことも多い。次のような立地条件にある学校は、避難場所を校庭でなく、他に求めておく配慮が必要である。

立地条件	予想される危険
住宅密集地にある	火災発生の危険
海拔0メートル地帯にある	河川堤の決壊等による、地割れ、浸水
海岸地域にある	水害、津波
山沿いや崖下にある	地割れ、山崩れ、崖崩れや地滑り
埋立地や盛り土の上にある	地割れ、亀裂、土砂の流出
工業地帯	二次災害としての爆発や大火

8 防災管理に関する関係資料

防災管理の組織及び役割分担（例）

東京都教育委員会
学校危機管理マニュアルより

部 門	平 常 時	発 災 時	
		地 震 時	火 災 時
危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●学校災害対策本部設置訓練 ●校内外の情報迅速処理システムの確立とその定期点検 ●関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備 ●指示システムの整備と点検 ●校内・近隣火災への対応策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理委員は校長室へ集合→学校災害対策本部設置 ●校内外状況の迅速把握態勢の設置 ●関係機関との情報授受及びその一元化处理 ●指示システムの点検、確認と迅速・正確な伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ●非常ベル、校内放送による緊急伝達／全校避難態勢／初期消火活動の指示／消防への通報（とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること）（ここまでは上記4点は同時進行） ●情報の一元化处理
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ●地震発生、火災（校内・近隣）発生時の行動を時系列シミュレーションのもとに策定し、事例・訓練・諸種の情報に基づいて見直しを重ねる。 ●各班危機管理組織の総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校災害対策本部の指示の確実・迅速な下達 ●情報の迅速収集と正確性の迅速判断 ●各班間の連絡調整 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日／夜間等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全の見極めと遅滞ない避難の判断 ●初期消火活動の迅速行動 ●消防への協力指示 ●鎮火後の状況確認及び事後対応 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日／夜間等）

部 門	平 常 時	発 災 時（地震時・火災時）
連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ●発災時の生徒、職員の生死、受傷、心理状態等の把握、処置、関係先への連絡等に関する行動マニュアル作成とその見直し。 ●救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●校舎内に逃げ遅れた児童・生徒がいないかの確認 ●関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集 ●安全確保の先頭に位置するので、情報の発信元としての立場に立つ側面が強い。事態の掌握、伝達に正確を期す。
施設班	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設の安全確保を主たる任務とする（消火器の設置・点検など日常的な安全性確保と危険の遅滞ない安全化、そのマニュアルの作成と記録簿の作成） ●初期消火活動体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●「学校施設・設備等の点検リスト」を持って校内を巡視する。 ●地震後の校舎、関連施設建造物の応急危険度判定の要請
食糧班	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資機材の整備、管理 ●給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し ●ろ水器の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校で保護する児童・生徒への食事の準備 ●給食・給水の必要性や数量的見極め
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ●セルフケアセット等の薬品や器具の整備と点検 ●搬送資器材の整備 ●応急手当技法の習得 ●搬送先医療機関の特定と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●けが人への応急対応 ●迅速出動の態勢（連絡班等との連携） ●医療機関の被害程度の確認
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の避難施設としての役割・支援の内容確認（公的防災機関や防災市民組織との連携） ●大地震に伴う徒歩帰宅者のステーションとしての施設開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設管理上の制限区域（立入り禁止区域）の設置 ●公的防災機関・防災市民組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面）
経営企画室	<ul style="list-style-type: none"> ●重要書類の焼失、散逸防止と安全持ち出しの方途策定、管理 ●校内設備の安全管理、危険防止 ●消防設備・施設の保守点検 ●上記のマニュアル作成、記録簿作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要書類を持ち出し、安全（水浸しや散逸防止）を図る。

「学校等の防災体制の充実について」（第二次報告）より抜粋

平成8年9月2日 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議

IV 児童等の安全確保のための教職員の対応マニュアル作成指針

2 児童等の安全確保方策

地震等の災害が発生した際に学校等において予想される危険及び児童等の安全を確保するために教職員がとるべき行動については、阪神・淡路大震災の状況等を踏まえた場合、概ね次表に掲げるとおりであると考えられるが、そのうち、特にポイントとなるのは以下のものである。

(1) 在校時の場合

ア) 校内放送等による指示

突発的な地震等の災害が発生した場合、児童等の安全を確保するためには、パニック状態に陥ることなく状況に応じて冷静な対応が図られる必要がある。このため、災害発生後速やかに教頭等が校内放送によって冷静な対応を呼びかけるとともに、周囲の状況等の情報の伝達等を適宜行う。なお、停電等により校内放送が使用できない場合には、ハンドマイク等により教職員が分担して速やかに対応を図る必要がある。

イ) 各教科等の学習中に発災した場合

各教室等の学習中に発災した場合、比較的教職員が児童等を把握しやすい状況にあることから、児童等の安全を確保するため、普通教室や特別教室等在籍している教室の状況に応じ、地震の発生と同時に机の下へ待避させるなど、教職員が的確な指示を行うものとする。

ウ) 休憩時間中に発災した場合

休憩時間中に発災した場合には、児童等が校舎の内外にいる可能性が高く、また、児童等が解放感から自由な行動をとりやすいことから、教科等の学習の場合に比べて指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえた対応を行うものとする。

エ) 部活動等の自発的活動中に発災した場合

部活動等の自発的活動中においては、休憩時間の場合と同様に児童等が校舎の内外にいる可能性が高く、かつ、異なった学年の児童等が混在し、教科等の学習中の場合と比べて指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえて、休憩時間中の場合に準じた対応を行うものとする。

(2) 学校外の諸活動時

ア) 遠足、社会科見学等の活動中に発災した場合

遠足等の校外活動においては、在校時の場合と比べて、①地理や建物の構造等に不案内である可能性が高い、②海岸地域での津波、山間部でのがけ崩れなど学校における場合と異なった危険に遭遇する可能性がある、③電車・バス等で移動中に発災する可能性がある、こと等を踏まえた対応を行うものとする。

(3) 登下校時

登下校時には、指導者が不在のため、児童等がどうしてよいか迷ったり、危険な行動に走る恐れが多分に予想される。このため、日ごろから、家庭及び学校においては、登下校時に大震災が発生した場合に学校へ避難するか、家へ戻るかなどをはっきり決めておいたり、通学路で危険の多い場所、安全な場所をよく確認しておくなどの対応を図る必要がある。また、電車・バス等による遠距離通学者がいる場合は、それらの交通機関により移動中の場合のことも踏まえた対応を図る必要がある。

登下校時に発災した場合には、学校においては、登下校中の児童等のうち自宅へ戻らず学校に避難登校してくる児童等や学校に居残っていた児童等を保護するものとする。

(4) 夜間・休日等

夜間・休日等の場合には、被害の状況等によっては、学校が児童等の安否を速やかに確認するため、学級担任が書く保護者に連絡するとともに、校長等の管理職等に状況を報告するものとする。

〈校内における地震発生時に予想される危険と教職員の指示・行動の例〉

	予 想 さ れ る 危 険	教 職 員 の 指 示 と 行 動 の 例
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ○窓ガラスの飛散。 ○天井板、壁の落下。 ○戸棚・本棚等が倒壊、台上のテレビが落下。 ○机上の花瓶や棚に置いてあるものが落下。 ○蛍光灯など天井に据え付けてあるものが落下。 ○教室の床の損壊。 ○児童等が地震に対する恐怖心から心理的動揺をきたし、自己中心的な行動をして混乱を起こす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○落下物等から身を守るため机の下へ待避することを指示する。 ○児童等の安全を確認するとともに、児童等の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童等がいる場合には、速やかに救急処置を施す。また、窓ガラスの飛散等教室内の状況確認を行う。 ○近隣の教室の教職員との連携を図りながら、避難経路の安全確認、危険物の除去、総括班との連絡等を行う。 ○ストーブ等の火気使用中の場合は、児童等をストーブから離し、消火する。 ○災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。
特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ○（理科室）薬品棚の倒壊や実験中の薬品、バスバーナー等の倒壊による発火。 ○（家庭科教室）調理実習用具棚、冷蔵庫の倒壊やガス管の破損、ガスコンロからの引火。 ○（被服室）アイロンによる火傷。 ○（美術室）戸棚類や彫刻物、立掛物等の倒壊や、壁面絵画の落下。彫刻刀などによるケガ。 ○（図書室）書棚の倒壊や本の落下。 ○（視聴覚室）テレビ、ビデオとの倒壊やスクリーンの落下。 ○（技術室）標本や木材の倒壊、各工具によるケガ。 ○（コンピュータ室）ディスプレイ等の倒壊。 ○（保健室）棚、立掛物、器物の倒壊。 	<ul style="list-style-type: none"> ○落下物等から身を守るため机の下へ待避するを指示する。なお、教室のよっては、机の下以外の場所に待避させる等の配慮が必要である。 ○児童等の安全を確認するとともに、児童等の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童等がいる場合には、速やかに救急処置を施す。特に、理科教室における薬品庫の転倒、家庭科教室における火気の取り扱い等の状況に配慮しつつ、教室内の安全確認を行う。 ○近隣の教室の教職員と連携を図りながら、避難通路の安全確認、危険物の除去、総括班との連絡等を行う。 ○ストーブ等の火気使用中の場合は、児童等をストーブから離し、消火する。 ○災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。 ○有毒ガスが発生する恐れがある場合は、ハンカチを鼻や口にあてさせるなど適切な対応をさせる。
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ○窓ガラス、天井板、壁、床面等の落下やひび割れ。 ○蛍光灯や器具など天井に据え付けてあるものが落下。 ○各種器具、用具や保管棚の倒壊。 ○ステージ照明の落下。 ○グランドピアノの急激な移動。 	<ul style="list-style-type: none"> ○窓や壁際から速やかに離れて中央部に集合し、身を低くするよう特に大きな声で明確に指示する（ただし、状況によっては中央部に集合しない方が安全である場合もあることに留意）。 ○児童等の安全を確認するとともに、児童等の動揺や不安の除去に努める。負傷した児童等がいる場合は、速やかに救急処置を施す。照明器具等の落下等の状況に配慮しつつ、周囲の安全確認を行う。 ○他の教職員と連携を図りながら、避難通路の安全確認、危険物の除去、総括班との連絡等を行う。 ○災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。

校庭	<ul style="list-style-type: none"> ○体育器具や用具の倒壊。 ○地割れ、浸水、低地水害、がけ崩れ、液状化現象等。 ○校舎の付近での窓ガラス等の落下や飛散。 ○塀の倒壊。 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物や体育施設・器具付近から速やかに離れて中央部に集合するよう特に大きな声で明確に示す。 ○児童等の安全を確認するとともに、児童等の動揺・不安の除去に努める。負傷した児童等がいる場合は、速やかに救急処置を施す。また、周囲の安全確認を行う。 ○他の全教職員と連携を図りながら、地割れ、液状の有無を確認し、危険物の除去や総括班との連携等を行う。 ○第二次避難場所へ避難が必要になった場合は、避難経路や場所及び避難方法について徹底するように指示し、指導する。
休憩時間中	<ul style="list-style-type: none"> ○各教室、体育館、校庭と同様。 ○悲鳴や泣き声等により混乱した状況となり“逃げなければ”という心理から入口、階段等に殺到し二次災害を引き起こす。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童等の安全を確保するため、発災後速やかに、教職員があらかじめ定められた役割分担のもと、校内の各所（例えば、学級担任はその担任する学級、体育教員は体育館、校庭等）に赴き、それぞれの場所の状況に応じて、児童等の安全の確認及び負傷児童等に対する応急処置を施す。 ○児童等がパニックになっていることが予想されるため、大きな声で指示をしっかりと出しながら安心させる言葉掛けも必要。 ○近隣の教職員との連携をとりながら、避難通路の安全確認、危険物の除去、総括班との連携等を行う。 ○災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。 ○児童等の氏名を確認するとともに、順次学級担任等へ引き渡す。
部活動等	<ul style="list-style-type: none"> ○各教室、体育館、校庭と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教科等の学習中の場合に比べて指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえて、休憩時間中の場合に準じた対応を行う。

<校外における地震発生時の被害想定と教職員の指示・行動の例>

	予想される危険	教職員の指示と行動の例
学校外の諸活動等	<p>【遠足、社会科見学等の活動中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波、がけ崩れ、地割れ。 ○建物あるいは樹木等の倒壊。 ○列車、バスの脱線転覆。 ○地理に不案内なことに伴う混乱。 ○群衆に巻き込まれ、集団から離れてしまう危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ○実地調査によって、地理、地形、建物等を確認、地震等に対する安全対策を立てておくとともに、事前の安全指導の徹底を図る。 ○地理や建物の構造に不案内であることから、児童等が心理的な動揺を起こしやすいことを踏まえて、教職員から離れず、集団で行動し、自分勝手な行動をしないことを明確に伝達するとともに、

		<p>落下物等に注意し、身を守るように指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童等の安全を確認するとともに、人員について掌握を行う。 ○他の教員と連携を図りながら、周囲の安全確認を行うとともに、引率責任者との連携を密にする。 ○交通機関利用時は、係員の指示に従い、協力して誘導に当たる。 ○学校との速やかな連絡に努める。
	<p>【修学旅行、林間学校等で宿舎に滞在中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物の倒壊や火災。 ○蛍光灯や天井に据え付けてあるものが落下。 ○窓ガラスの飛散。 ○天井板、壁の落下。 ○建物の構造に不案内なことに伴う混乱。 ○他の宿泊客の混乱に巻き込まれ、集団から離れてしまう危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第一日目に宿舎において避難訓練を実施し、万一の場合の避難の仕方について指導の徹底を図る。 ○建物の構造に不案内であり、かつ家庭から離れていること、指導教員等が不在であることなどにより、特に夜間の場合、児童が心理的動揺をきたしやすきことを踏まえて、放送、ハンドマイク等を使用し、又は大きな声で、教職員から離れず、集団で行動し、自分勝手な行動をしないことを明確に伝達し、避難の仕方について指示する。 ○教職員は所定の計画に従い担当の部屋へ直行し、児童等の安全確認を行うとともに、避難誘導を行う。 ○建物や周囲の状況によっては、揺れの収まりをみてから、放送、ハンドマイク等で屋外避難の指示、誘導を行い、あらかじめ予定してある避難場所に避難させる。 ○室内点検、残留者の有無の確認、避難場所での人員確認をする。 ○学校との速やかな連絡に努める。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○建物、ブロック塀の倒壊、落下物。 ○架線の寸断、感電。 ○火災、交通事故。 ○水道、ガス管の破裂。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校において保護した児童等に応急処置を施すとともに、校庭等の避難場所に誘導する。 ○児童等の氏名を確認し、担任に連絡する。 ○保護者に児童等を学校で保護している旨連絡する。
夜間・休日	<ul style="list-style-type: none"> ○家具の倒壊等。 ○群衆の混乱に巻き込まれてしまう危険。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の状況等によっては、学校が児童等の安否を速やかに確認するため、学校担任が各保護者に連絡するとともに、校長等の管理職等に状況を報告する。

※ なお、『教職員の指示と行動』については、児童等の発達段階や地域の実情、学校種別の特性等を踏まえて更に検討しておくことが必要。

また、寄宿舎を設置している学校においては、その対応についてもあらかじめ検討しておくことが必要。

特別支援学校等および定時制高校における対応のポイント

基本的な対応については、小学校、中学校、高等学校（全日制）における指導内容に準じるが、ここでは障害等の違いによって特に配慮を要するポイントについて述べる。

【視覚障害を有する児童生徒が在籍している場合】

- ・情報（視覚情報）の不足からくる心理的な不安を取り除く配慮をする。
- ・授業担当者は、安心させるように声をかけ続ける。
- ・授業クラス単位で、声をかけあったり手引きをしたり、協力し合って避難させる。
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、周囲の人に声をかけて視覚障害者であることを告げ、周りの状況を教えてもらい安全な場所又は適切な機関への誘導を依頼できるように指導しておく。

【聴覚障害を有する児童生徒が在籍している場合】

- ・情報（聴覚情報）の不足からくる心理的な不安を取り除く配慮をする。
- ・聴覚障害による情報の不足を視覚メディア等で補う。（非常点滅灯・旗等）
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、周囲の人に聴覚障害者であることを伝えて、状況の説明と安全な場所への誘導を依頼できるように指導しておく。

【肢体不自由の児童生徒が在籍している場合】

- ・心理的な不安を取り除く配慮をするとともに、障害の程度や発達段階に応じた安全確保の行動を取らせる。
- ・安全な避難経路を確保する。（車椅子や移動補助装具への配慮）
- ・併設、隣接施設（寄宿舎・病院・訓練施設等）と連絡をとる。
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、外出時には、連絡先等を記したカードを携帯するよう指導しておく。

【病弱の児童生徒が在籍している場合】

- ・直ちに児童生徒の側に行き、安全確保をするとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・ベッドや車椅子からの転落、転倒を防止する。
- ・周囲の人々に援助を求め、隣接病院に連絡する。

【知的障害を有する児童生徒が在籍している場合】

- ・直ちに児童生徒の側に行き、安全確保をするとともに、心理的不安を取り除く配慮をする。
- ・周囲の人々に援助を求め、指示し従い落ち着いて行動させる。
- ・登下校時に災害が発生した場合に備えて、スクールバスの緊急時における避難場所を確保する。
- ・登下校時等に災害が発生した場合に備えて、自力通学生は、警察、消防署、交通機関等の指示で安全な場所に避難し、学校や家庭と連絡をとるように指導する。また、連絡先等を記したカードを携帯するよう指導しておく。

【定時制高校（夜間）】

- ・ハンドマイクや懐中電灯を各教室及び必要な箇所に常時設置しておき、停電等のパニックを防止する。
- ・的確に情報を伝え、生徒に被害の状況を周知する。
- ・避難誘導の指示があるまでその場で待機させ、避難経路を確保し、安全な場所に誘導する。

学校が避難所となる場合の運営方策等

避難所の運営については本来的には災害対策部局がその責任を有するものであるが、学校が避難所となる場合の運営方策については以下のようなことが考えられる。

(1) 避難所の運営方策

ア 運営体制

運営体制を定める場合には、災害対策担当の職員が配置されるまでの間、避難所運営にかかる業務の全部（例えば災害担当職員が配置されず、自治組織の立ち上げ等も進展していない場合）または一部について対応することを想定した体制とすると共に具体的な対応方策について定めておく必要がある。この場合、児童等が在校中に学校が避難場所となり、児童等への対応と避難者への対応とが同時に求められる場合も想定しておくことが必要である。

(運営組織の例)

避難所を運営する場合に必要な業務について学校防災本部の各班に対し、例えば次のように割り当てる。なお、業務の繁忙に応じ、柔軟な組み替えが必要である。

総括班	・ 災害対策本部との連絡、地域の被災外状況の把握 ・ 避難者について名簿の作成・管理 ・ 避難所内連絡および外部からの問い合わせへの対応 ・ 自治組織の立ち上げ指導
安全点検・巡視班	・ 施設設備の点検、立ち入り禁止区域の設定
避難所支援班	・ 水、食料の分配 ・ 救援物資の管理 ・ 糞尿、ゴミ等の処理など衛生管理 ・ ボランティアの組織化

(注) 避難所支援班を設置していない場合は、他の各班で適宜対応する。

イ 初動体制

(初動に必要な業務の例)

校長をはじめと各教職員が早急に参集できず、避難所の運営を当初の計画通り行えない場合であっても、参集できた職員により少なくとも次のような業務を行う必要がある。

- a 校内にいる児童生徒の安否の確認、避難確認
- b 避難者の受け入れ、誘導
- c 救命措置
- d 教育委員会、対策本部との連絡、情報確認
- e 避難者への情報伝達
- f 備蓄物資の配給

(学校災害対策本部の設置例を参照、P 1 3 7)

(2) 教職員の対応方策

ア 児童等が在校している場合

児童等の在校中に発生した場合については、児童等の安全確保を第一に対応する。また、被害の状況等を踏まえながら校長の指揮監督のもと避難所の運営に協力するものとするが、相当数の教職員は児童等の安全確保にかかる業務に従事することから、避難所運営にかかる業務に対応可能な教職員および避難所としてのスペースが限定されたものにならざるを得ないことを考慮する必要がある。

① 発生直後

- ・児童等および教職員の安否を確認する。
 - ・学校医等の協力を得ながら、校内の負傷者および校外から運び込まれた負傷者の救護を行う。
 - ・児童との避難終了直後、被害状況を点検し、あらかじめ定めてある順位に従って体育館・校庭等を解放し、避難所として使用する。
- この場合、普通教室は、校内の児童生徒等の避難所として使用するものとする。なお、保護者が避難してきた場合は、順次児童等を引き渡す。

(避難所としての学校施設の使用例)

- 主として、避難者収容のために必要なスペース
 - … 体育館、講堂、多目的スペース、普通教室
- 負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース
 - … 保健室、和室
- 避難所運営のための管理に必要なスペース
 - … 校長室、職員室、放送室

- ・避難者の協力を得ながら、水、食料、毛布などの物資の配分、仮設トイレの設置等を行う。この場合、校内の保護している児童等に対する物資の配分については、原則としては他の避難者と同様に取り扱うものとする。
- ・災害対策本部に避難所の状況、児童を含めた避難者の概数、必要な救援物資の種類・数量等を適宜連絡するものとする。

② 災害対策本部による管理への移行前

- ・避難所内の自治組織を立ち上げるため、避難者のグループ分けを行い、グループ代表の選出、自治組織代表者の選出を行ってもらう。
- ・自治組織を通じて避難者の名簿作成を行う。
- ・自治組織、地域の自主防災組織、ボランティア組織等と協議しながら、避難所運営の役割分担を決定し、教職員、避難者、ボランティア等が共同で業務を実施する。

(避難所運営にかかる業務の例)

- 水・食料の配分・救援物資の受け入れ・管理、炊き出し、水くみ
- 清掃、トイレの設置・維持・管理・ゴミ・廃棄物の管理
- 避難者との連絡窓口、避難所外からの安否確認等への連絡対応、避難所内の情報連絡・掲示

③ 災害対策本部による管理への移行期

避難所に災害対策担当の職員が派遣され、当該職員が避難所運営の責任者となる時点から、教職員は学校教育活動の早期再開に専念するため、避難所運営にかかる業務を災害対策本部、避難者の自治組織、地域の自主防災組織、ボランティア組織等に順次ゆだねるものとする。

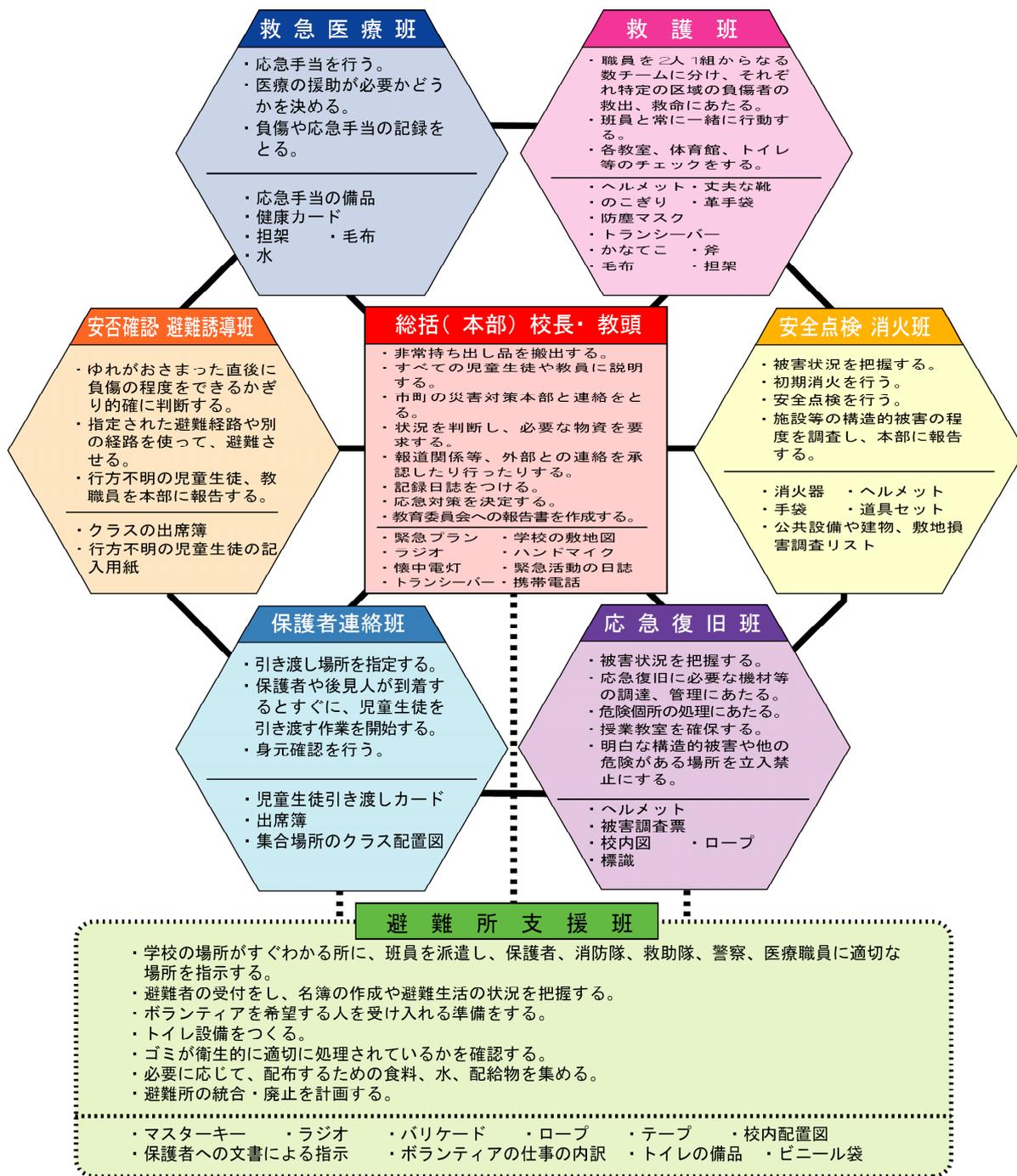
イ 児童などが、在校していない場合

児童などの在校中に発災した場合と異なり、教職員は主として避難所の運営に協力することが可能となるが、教職員が学校教育活動の早期再開に向けた職務に従事することができるようにするため、「ア③」と同様、避難所の運営が主として災害担当職員や避難者の自治組織などによって担われる体制を順次整えることが必要である。なお、夜間・休日などの勤務時間外に発生した場合には、教職員の参集に時間を要し、避難所運営にかかる業務に対応可能な教職員数が限定されたものにならざるを得ない可能性もあることを考慮する必要がある。

※発災直後、災害対策本部による管理への移行前・移行期における対応方策については『ア児童等が在校している場合』に準じる。

学校災害対策本部の設置例

兵庫県教育委員会
学校防災マニュアル(改訂版)より



他に考えられる業務内容

- (1) 総括(本部) : 緊急活動の停止時期の決定、PTAとの連絡調整
- (2) 救急医療班 : 応急手当用備品の確認
- (3) 安否確認・避難誘導班 : 児童生徒の不安の緩和、医療援助を求めようかどうかの決定
- (4) 応急復旧班 : 避難場所の安全確認
- (5) 安全点検・消火班 : 避難及び救助活動の支援
- (6) 救護班 : 負傷者や危険箇所等の通報のチェック
- (7) 避難所支援班 : 関係機関への報告連絡

学校における施設・設備管理の例

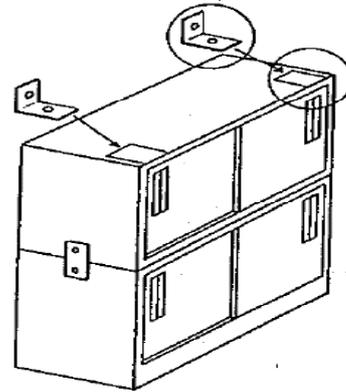
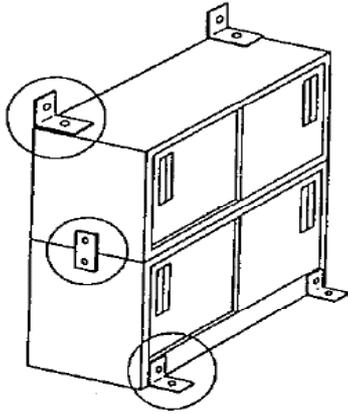
静岡県教育委員会
学校の地震災害対策マニュアルより

ロッカー等の転倒防止対策

【壁にとめる方法】

L字の型の鋼製金物とアンカーボルトでとめる。

家具の重量が 200 kg以下のときは鉄製の 16 番線（径 1.5 mm）の針金 2本と、L 型鋼製金物でとめてもよい。



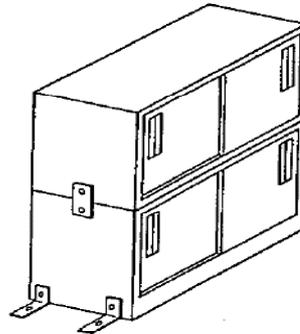
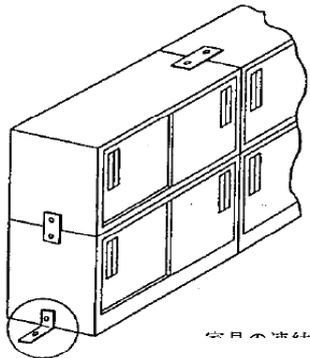
家具の重量が 200 kgをこえるものには、すべり止めをつける。

針金と家具の上面の角度は、30 度以下とする。

【床にとめる方法】

L 型の鋼製金物とアンカーボルトで 2か所とめる。

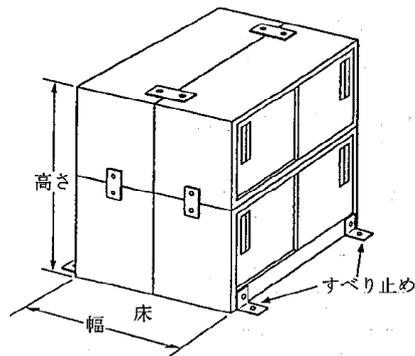
L 型の鋼製金物とアンカーボルトで 2か所とめる。



家具の連結は 3 個位まで。
反対側も同じようにとめる。

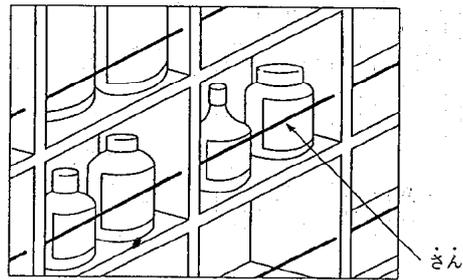
反対側も同じようにとめる。

【家具を連結する方法】 家具路連結して幅を高さの半分以上になるようにすれば倒れにくくなる。

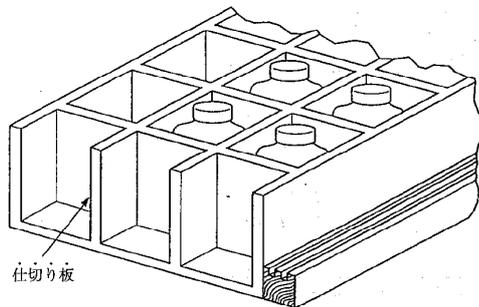


【棚のとめ方】

棚は壁に固定し、上のものが滑り落ちてこないように柔らかい敷物を敷き、「さん」を取り付ける。

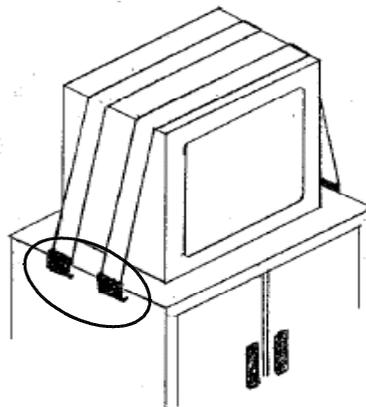


化学薬品などの危険物は落下防止対策をするとともに、容器相互の衝突を防ぐため格子状の仕切り板をつける
とよい。

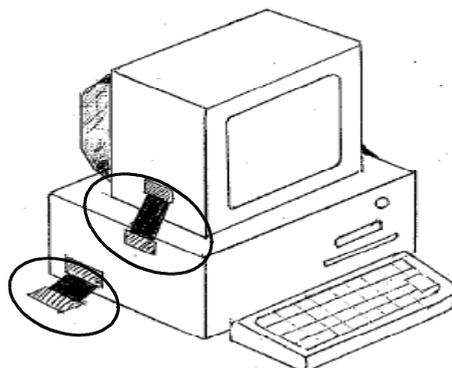


【テレビ等の転倒防止】

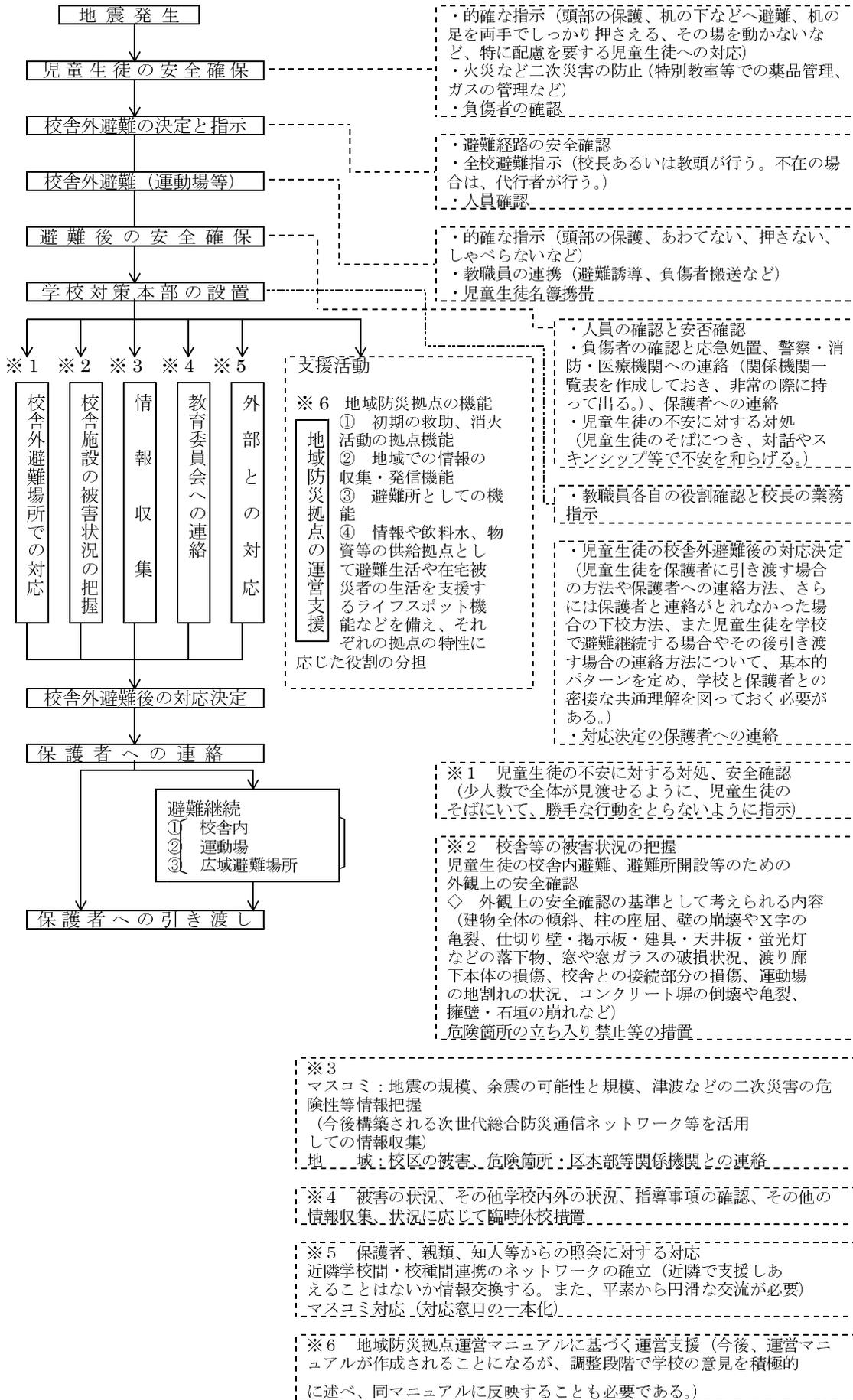
ベルト等で確実に固定する



デスクトップ型パソコンのディスプレイ等が転倒しないよう、コンピュータストラップや耐震接着ゴム等で固定する。



地震発生時の対応 (神戸市教育委員会の例)



児童生徒の引き渡しについて

1. 児童（生徒等）引き渡し確認カード（例）

〇〇小学校児童引き渡し確認カード												
学年	1	2	3	4	5	6	血液 型	A	B	AB	O	
組別								RH	(-)	(+)		
担当氏名												
児童氏名							年	月生	歳			
住所												
保護者氏名							TEL ()					
緊急連絡先							TEL ()					
在学者 兄弟姉妹												
引き渡し場所	引 き 取 り 人	続 柄	日 付	確 認	引 き 渡 し 人							
① 学 校												
②												
備 考												

2. 保護者への引き渡しの方法

(1) 引き渡しの場所

災害の規模や被害等によって危険が生じる場合があるので、第一次避難場所は学校（校庭）、第二次避難場所は教育委員会・市町村防災対策本部の関係機関と連絡を取り、指示を受けた第二次避難場所（広域避難場所）とする。

(2) 引き渡しの方法

- ① それぞれの場所に応じ、避難場所、引き渡し方法について事前に把握しておく。
- ② 原則として、直接保護者に引き渡す。
- ③ 引き渡す際には、いつ、だれが、どこで引き渡すかを確実にし、原則として「引き渡し確認カード」に必ずチェックしてから行うようにする。
- ④ 交通機関利用者、留守家庭等の者については、氏名、人数を確認し、学校で保護する。
- ⑤ 保護者に引き渡すことができない場合は、学校で保護する。
- ⑥ 学校に避難している児童生徒に不安を与えないように配慮する。

V 事件・事故災害発生時の救急体制および緊急連絡体制

学校の管理下において、事件・事故災害が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報等、速やかに適切な措置ができるよう万全の管理体制を確立しておかなければならない。

1 救急体制と教職員の役割分担（P 144 参照）

救急体制は、事件・事故災害発生に際して、児童生徒の生命尊重を第一とする適切な処置を講ずるためのものである。不慮の事故が発生したとき混乱することなく、迅速かつ適切な処置がなされるためには、対応マニュアル作成など全教職員の共通理解と協力のもとに体制を整えておく必要がある。

2 事件・事故災害発生時の対応の流れ（P 145 参照）

ア 校内での救急体制

学校において、事故の発生を確認した教職員は、事故処理手順の留意事項を踏まえつつ迅速かつ適切に処置にあたる。また、事故の程度によって、学校長を含めて、校内に緊急対策班を編成し、傷病者や保護者に対して誠意を持って対処する。なお、事後処置に当たっては、事故発生原因や発生後の処置等について、問題を明確化にし、反省と改善について全教職員の共通理解を図り、今後、同種の事故が発生しないよう安全管理と対策を徹底するよう配慮する。

イ 遠足・集団宿泊における救急体制

遠足や集団宿泊の際には、引率教師の中から救護担当者を決め、緊急事態が起こっても適切な対応ができる体制を事前に確立しておくことが重要である。万一事故が発生した場合、直ちに状況に応じた適切な応急処置を行うようにする。

救護担当以外の教師は児童等の人員を点検し、その掌握に努めると共に、児童等にいたずらな動揺を与えないようにする。

引率責任者は学校への事故状況を急報すると共に、学校から保護者と教育委員会に事故の連絡と報告をする。事故の状況によっては、行事を継続するか、日程の一部を変更するなどについても速やかに適切な措置を講ずる必要がある。なお、目的地において救急の処置ができる施設など事前に調査しておくことが大切である。

3 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害発生時などの安全措置

火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害、原子力災害などが発生した場合には、それぞれの災害の特質に応じた安全措置が講じられるよう、関連機関との連絡体制や情報収集体制を含めて、防災のための組織を確立する。安全措置では、児童生徒等の安全を最優先しつつ、教職員自らの安全も確保する。また、教職員は避難方法に習熟し、事故災害発生時には、冷静に的確に指示を行う。

なお、災害発生に備えるためには、防災体制の役割分担や、消火器等防災設備の配置や使用法、避難方法や避難場所、非常持ち出し物など、体制の整備および対処法について教職員の共通理解を得ておく必要がある。

4 応急処置の実施

迅速かつ適切に実施できるように応急処置について、日頃から、誰でも、どこでも、いつまでも対応できるよう十分習熟しておくことが必要である。応急処置は、医療を受けるまでの一時的な応急手当のことを指しているため、原則的には、事故災害発生時の状態を悪化させないことと、後で行う医師の治療の妨げにならないように処置することが大切であり、医薬品の使用は避けることが望ましい。また、感染症等にも留意する必要がある。

[留意点]

ア 傷病者をよく観察し、体に触れてみて、脈拍の状態や熱の有無を調べ、呼吸音をよく聞くこと。

- イ 引きつけやてんかん等の症状の場合は、舌をかまないように配慮すること。
- ウ 傷病者の寝かせ方、保温・加温の良否、水分摂取の良否等十分注意し、安静にすること。
- エ 傷病者を元気づけ、安心させることは大切なことである。このため、なるべく傷口、血液、嘔吐物などを見せないこと。

5 家族への連絡

保護者に面識のある学級担任によってなされることが望ましいが、事故の発生状況や負傷の程度をよく知っている教師が対応する場合も考えられる。いずれにしても、保護者に無用な不安を与えたり、逆に安易な連絡をして不信感を持たせたりしないようにすることが大切である。

6 医療機関・救急車等への連絡

落ち着いて次のことがら等について簡潔に連絡する。

- ・ 傷病者の状態
- ・ 現場の位置（目標物、道順等）
- ・ 通報者の氏名、電話番号等

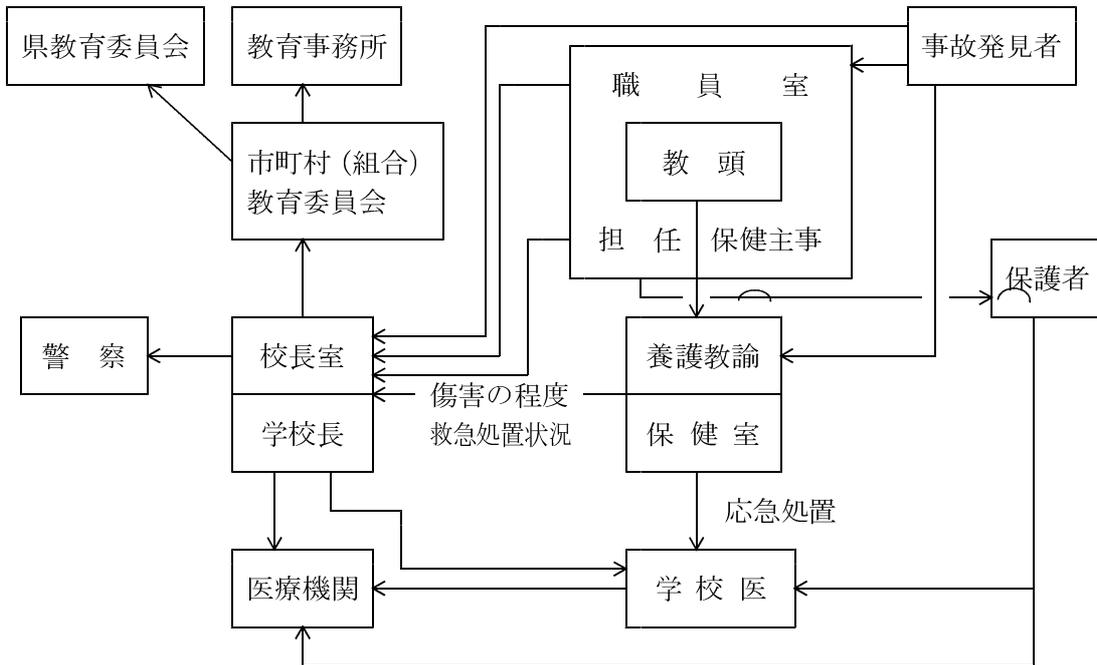
※救急車の手配は校長の承認を得て要請することを原則とするが、緊急を要する場合は、この限りではない。このため、校長不在の場合の対応についても組織体制を整備しておくことが必要である。

7 学校での救急事例の取扱

下表を参考に、各学校において全教職員が共通理解のうえ、正しく取り扱うことが重要である。

分類	特徴	学校での取り決め	例
1 生命にかかわるもの	即刻の措置を要する重傷なもの	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">何よりも救急車の手配</div> 医師・家族はこの次	<ul style="list-style-type: none"> ・ せき髄損傷、溺水、気管内異物 ・ 大出血、薬物誤飲、電気ショック、2階など高所からの転落
2 医療機関の確保が第一	早期の専門的措置が生命を救い、後遺症の程度を軽くするもの	救急車 119番 校医 番 近くの病院 番	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長い意識の喪失 ・ 熱射病 ・ 重病または広範囲のやけど ・ 圧迫ざ傷
3 1時間程度のうちに専門的処置	患者が気持ちよく満足な治療を受けられるよう、1時間のうちに受診するのが好ましい。	病院へは養護教諭がつきそう ・ 担任が家庭に連絡して希望の医療機関や家族の希望を聞く。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨折（せき髄を除く） ・ 脱臼、火傷 ・ 39.5度以上の発熱、大裂傷、外傷による意識喪失、目の外傷 ・ けいれん
4 専門家の指導が必要	専門家の指導が必要、ただし、即刻というわけではない。時には担任の即刻の措置必要	家に帰す場合は必ず電話等で連絡をとって帰す。 ※37.8度以上の発熱 ※頻回の下痢で腹痛がある ※持続する吐き気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既知のてんかん、急な腹痛 ・ 37.8度以上の発熱・極端な不快 ・ ひどいねんざ等で歩行できないとき ・ 急性感染病の疑いが強いとき

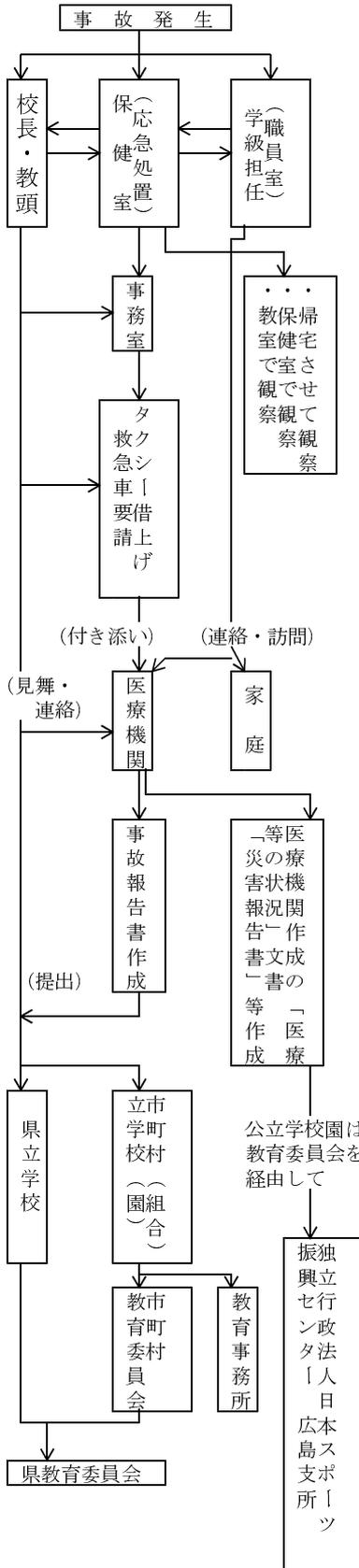
救急体制（例）



教職員の役割分担（例）

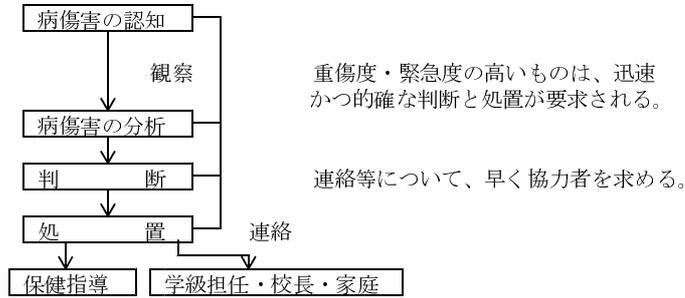
役割内容	担当者
総合的判断と処理	校長・教頭等
関係諸機関への連絡や報告	校長・教頭等
事故者の応急処置と看護	養護教諭等
家庭（保護者）への連絡	担任または事故対応者
医師・救急車への連絡	他の教職員
その他の児童生徒の管理	他の教職員

事故発生時の対応の流れ（基本例）



- ・負傷者の状況把握、心身の安定と安静を図る。
- ・迅速で正しい応急処置がなされたかどうかポイント。だれでもできるようにしておく。

【疾病に対する判断基準】



重傷度・緊急度の高いものは、迅速かつ的確な判断と処置が要求される。

連絡等について、早く協力者を求める。

- ・必要に応じ、学校医の指示をうける。
- ・頭部外傷、呼吸困難、心臓発作、脊柱損傷、内臓損傷の疑いがある場合は、医師や救急隊員の指示を待つ。

【重症度及び緊急度の判断基準】

下記の症状がある場合、重大な疾患の疑いがあるので特に注意が必要。

下記の症状がある時は危険な徴候である。救急車を呼び医療機関での緊急な処置が重要課題となる。

重症度の判断基

- 1 呼吸促迫
- 2 顔面蒼白・チアノーゼ
- 3 嘔吐の持続
- 4 めまい・あくびの持続
- 5 意識障害
- 6 悪寒
- 7 強度の発汗
- 8 苦悶・狂躁状態
- 9 尿・大便の失禁
- 10 急速な脱力状態

緊急度の判断基

- 1 意識喪失の持続
- 2 ショック症状の持続
- 3 けいれんの持続
- 4 激痛の持続
- 5 多量の出血
- 6 骨の変形のひどい時
- 7 大きな開放創
- 8 広範囲の火傷

(杉森守邦 緊急看護教諭学序説 参考)

- ・保護者への連絡は、予断や推測を交えず、事実を正確に伝える。
- ・病院へ運ぶ際は、緊急の場合を除き、保護者から指定する病院の有無を確かめる。
- ・負傷者を保護者に引き渡すまでは付き添い、看護にあたる。
- ・事故発生の状況調査。
- ・事故発生からの対応を、時間を追って記録しておくことよい。
- ・事故の原因、発生後の措置についての問題点を明確にし、類似の事故の再発防止と安全管理、安全指導の徹底を図る。
- ・事故に関する外部からの問い合わせ・取材等に対しては、校内で責任者を決め、窓口の一本化を図る。
- ・災害共済給付について十分理解しておく必要がある。保護者に対しての説明が不十分であったため、学校や教師の不信を生ずる例が多い。

割愛

割愛

VI 事件・事故災害時における心のケア

1 事件・事故災害時における心のケアの意義

(1) 事件・事故災害時における心のケアの意義

大きな事件・事故災害が発生すると、すべての環境が一瞬にして激変し、子どもたちは、恐怖感、喪失感、不安感、不信感などに陥ることがある。また、災害によってはライフラインが途絶、不便な生活を余儀なくされる場合や、学校が大きな被害を受けて授業ができなくなることもある。

これらの生活環境の変化が、子どもたちの心身の健康に様々な問題を生じさせる。教師は家庭と連携し、いち早く子どもたちの心身の健康問題を把握するとともに、問題の内容によって優先順位をつけて心のケアをする必要がある。

そのためには、教師として平素から子どもたちの心身の発育や発達について十分研修し、心の健康問題を理解するとともに、発達段階に応じた心のケアができるよう備えておくことが大切である。

また、大災害時には、学校が地域住民の避難所となることが多いが、避難している人たちへの対応とともに、心のケアの観点から考えると、一日も早い学校再開へ向けた準備を考えることが望まれる。

(2) 事件・事故災害時の心のようす

私たちは、突然大規模災害や事件・事故に遭遇、生命の危険にさらされると、何がどう起こったかわからないという驚きとショック状態に陥る。次いで、起こった内容が分かるにつれて、強烈な恐怖が生じるようになる。強い恐怖感に襲われると心身が硬直して、とっさに適切な行動がとれなくなってしまうことが多い。

また、人は自分の生命が脅かされるような危機的場面に直面したとき、強い恐怖に襲われ、全体を見渡すことができず視野が狭くなり、見ているものが異常に変容し短絡的な思考に陥りやすく、誤った行動をしやすくなる。大部分の被災者は、「不安はないか」「悩みはないか」と問いかけても、自分自身が心に傷を受けたという自覚に乏しく、自分にカウンセリングのようなケアが必要だと感じていないので、ケアを受け入れられない場合が多いことを援助者は理解しておく必要がある。

(3) 事件・事故災害が子どもの心の健康に及ぼす影響

子どもに強いストレスが加わると、種々の健康問題を呈する。その内容と特徴は、子どもの発育発達段階によって異なる。事件・事故災害の場合は、被害状況の程度や、被害が生じてからの時間経過によっても違ってくる。これらを正しく理解するために、発達段階による影響、被害状況による影響、時間的経過による影響など、それぞれの特徴や対応方法を知っておく必要がある。

① 発達段階による影響

(ア) 幼稚園

周囲や環境に敏感で反応を起こしやすい。主として退行現象（赤ちゃん返り）や、生理的反応（食欲低下、おう吐、下痢、便秘等）、あるいはイライラしたり落ち着きがなくなるなどの情緒的反応が生じやすい。

(イ) 小学生

退行現象（赤ちゃん返り）が中心となり、活発になったり、攻撃的になったり、反対に以前よりおとなしくなったり、引きこもるなどの症状が認められる。

(ウ) 中学生

不安や緊張が強く、イライラして攻撃的、反抗的になったり、うつ的で引きこもりを示したりする。仲間との関係を大切にしている年ごろであるのに孤立したり、友だちとの交流を避ける傾向がみられるようになる。

(エ) 高校生

大人とほとんど変わらない反応を示し、落ち着きがなくそわそわして、しゃべりまくるな

ど、そう的な状態を示したり、反対に仲間や集団から孤立し離れ、うつ的となって引きこもることもある。

② 時間の経過からみた症状

(ア) 急性反応期 (ショックから2～3日)

ほとんどすべての人が不安と恐怖感を強く訴える。再び同様の事件・事故災害が発生したらどうなるのか、また、繰り返し発生する災害によって、この不安感と恐怖感はさらに深められる。この時期、不眠、食欲不振、おう吐などの症状が認められてもあまり注目されず、生命と生活の確保が中心となる。

(イ) 身体症状期 (ショックから1週間程度)

頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、おう吐、高血圧などの身体症状が表面化してくる。強いストレスが加わると、1週間という短期間に身体に種々の変化、変調が生じてくる。

(ウ) 精神症状期 (ショックから1ヶ月程度)

注意集中が困難となり、多弁、多動やいらいらが生じ、ちょっとしたことにも怒りっぽくなったり、相手に対して攻撃的になる。また、これとは反対にうつ的になり、何をするのもおっくうになる人もある。家族が亡くなったり、自分の大事にしているものを喪失したり、家が崩壊したり、助けを求めている人を助け出せなかったりした体験があると、自分だけが生きていることに罪悪感をもち、うつの感情が強まり、時には、自殺したいと思う気持ちになることもある。このようなショックによって「そう的」となる場合と「うつ的」となる場合と両面がある。また、両者を合わせもち、時にはそうになったり、時にはうつに転ずる人も多い。

(エ) 外傷後ストレス障害〔PTSD〕(1ヶ月以降)

事件・事故災害後に、上記の種々の身体症状や精神症状が出現するが、その程度や症状内容によっては、短期間で消失するものもある。事件・事故災害後1ヶ月以上経過して、事件・事故災害を持続的に再体験する症状や、事件・事故災害と関連した刺激を回避しようとしたり、気持ちが高ぶった症状(寝つきにくい、注意を集中しにくい等)が現れる場合を外傷後ストレス障害(PTSD)という。

(4) PTSD (Post-traumatic Stress Disorder : 外傷後ストレス障害) に関する要因

① ストレスが発生する以前の問題

(ア) 子ども本人の問題

性格的に怖がりであったり、過敏であったり、ちょっとしたことにこだわる子どもは、不安が生じやすく、緊張しやすいため、「一人でトイレに行けない」「また事件・事故災害に遭うのではないかと心配する」といった症状が出現しやすい。また、体質的に喘息やアトピー性皮膚炎に罹患していた子は、災害後に咳が増えたり、目や皮膚がかゆくなったりという症状が出やすい。

(イ) 環境の要因

事件・事故災害発生以前から、家庭で親子関係や両親の不和などが認められていた子どもや、学校で友達関係がうまくいっていなかったり、不登校傾向の認められた子どもなどには、事件・事故災害の後、家庭環境の変化や人間関係がうまくいかないこと等によって、さらにストレスが加わり、これが子どもの心の傷を増やす要因になることがある。

② ストレスが加わったときの問題

(ア) 喪失体験

「身近な人が亡くなった」「友達が亡くなった」「大事なペットが死んだ」「大切なおもちゃが焼失した」など、その体験の内容が心の傷の大きさ影響している。

(イ) 事件・事故災害直後の環境の変化

家が壊れたり、火事で焼失して元の家に住めなくなったり、避難所に住んだり転出したりして環境が変わった場合、それが子どもに種々の形でストレスとなり、心の健康問題を起こすことがある。

③ ストレスが加わった後の問題

(ア) 事件・事故災害後の環境の変化

事件・事故災害後、家族が同じ家に住めなくなったり、両親が別居をしたり、保護者が働く場所を失ったり、家族がアルコール依存になったり、種々の変化が生じると子どもへのストレスとなって心の負担を生じることになる。

(イ) いじめや暴力の被害を体験したことがある場合

事件・事故災害後、数か月や数年して、以前にいじめや暴力（性被害を含む）を体験した子どもは、事件・事故災害の受けた被害の程度に関係なく、二次的に新しい形で深刻なPTSDを出現することがある。

このような場合には、早期に専門医・専門機関に受診をする必要がある。

2 事件・事故災害時における心のケアの内容と方法

(1) 心のケア対策の必要性

心のケアの内容は、事前の対応、事件・事故災害時の対応、事後の対応に分けて考えておく必要がある。事前の対応では、平素から、心の健康について発育発達に応じた指導がされているかどうかであり、教師が、個々の子どもの心をいかに理解しているかということである。事件・事故災害時の対応では、支援を必要としている子どもは誰かを早期に発見し、適時に対応できることである。事後の対応では、長期にわたることも考慮しながら、誰が、どこで、どのように（専門家、専門機関等との連携も含めて）対応することが望ましいかについて計画、立案、実施することが大切であり、長期間の持続的な観察とケアを含めた対策が必要である。

また、子どもに対しては、普段から柔軟な心をもって事件・事故災害時を乗り切ることができるように指導しておくことが大切である。

(2) 心の健康状態の把握

事件・事故災害後、子どもたちの心身の健康状態を把握するには、健康観察、保健調査、保健室来室状況等の情報を相互に関連させ、個々の実態を分析する中で、課題や対応の方法を明らかにする必要がある。また、把握した情報内容によっては、校種間で連絡調整を図ることも考えておかなければならないし、適時に専門家・専門機関への紹介が行えるよう、平素から体制を整えておく必要がある。また、個別及び長期的ケアが必要な子どもを見落としてはならない。

健康観察は、平常時に行っている一般的な身体状況の観察事項の他に、イライラの有無、息苦しさの有無、月経不順の有無等を追加して観察する。保健調査は、事件・事故災害時は混乱するので、各学校・地域などの実態に応じて実施することが望ましい。また、対象者に大きな負担をかけたり心を傷つけることのないよう配慮が必要である。

(3) 学校における心のケアの基本的役割

① 学校（園）及び教育委員会の基本的役割

(ア) 学校（園）の役割

学校（園）は、子どもたちの発育発達段階や時間的経過を考慮した指導計画を策定し、教職員がそれぞれの役割を果たす必要がある。対応方針は、各校（園）の実態に応じた具体的な実施計画を作成し、心のケアの対応に備える。

(イ) 教育委員会の役割

多くの心のケアに関する情報を平素から収集し、学校に提供する。また、平素から教職員の研修を実施し、事件・事故災害時に備えておく。また、個別に心のケアが必要なものについては、専門家の協力を得て、相談を実施したり、必要に応じてカウンセリングの実施計画を立てる。

② 専門家・専門機関等の協力

平素から、専門家・専門機関等の指導を受け、受診先及び相談機関として協力が得られるような連携を図っておく。

③ 保護者との連携

平素から、保護者と連絡調整しながら、専門医、専門機関等の指示や指導事項を学校での対応や指導について理解や協力が得られるよう連携を図っておく。

(4) 子どもの心のケアに関する対応の方法

平成7年度・8年度に文部省（当時）が行った「被災地における児童生徒の心の健康に関する調査」において、「授業中や友だちとの会話、遊び等の様子から、震災後の心の不安定によると思われる症状がみられるようになった子どもがいるか」という質問に対して、学級担任が「いつもそわそわして過度に落ち着きがなくなった」「学年不相応の甘え方をする子どもがいる」「学校の教育活動に過度に無気力、無関心になった子どもがいる」と回答したものがあつた。災害後は、心の不安からくる様々な行動の変化が現れることを配慮し、子どもの理解の上に立った学級経営の一つとして心のケアに対応する必要がある。教師は、子どもが気軽に相談できる身近な存在として、平素から信頼関係を深めておくことが大切である。

特に、性暴力や虐待を受けた場合は、公にされにくい性格をもっているため、プライバシーに配慮しながら専門家につなぐ指導が大切である。また、校内では教育相談係、養護教諭やスクールカウンセラーと十分な連携を図りながら、必要に応じて校外の専門医・専門機関に相談したり、指導を受けることが必要である。

【学校種別に見た対応の方法】

心のケアが必要な症状の軽重により、対応の内容や方法は異なる。

① 幼児

- (ア) やさしい言葉かけを増やして安心させる。
- (イ) 抱きしめるなど、身体的な接触を十分に行い、安心感を与える。
- (ウ) 温かい飲み物を与え、安心して眠れるように配慮する。
- (エ) 一緒に寝るなどして、不安感を少しでも取り除く。

② 小学生

- (ア) 子どもの言うことによく耳を傾ける。
- (イ) 甘えたり反抗的になったりしても慌てず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直っていくのを見守る。また、必ず元の元気な状態に戻ることを話して、安心させる。
- (ウ) 遊びや身体活動の機会を与える。
- (エ) できるだけ言葉かけし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多くもつ。また、できるとほめて、自信をもたせる。
- (オ) 子どもが嫌がることは無理にさせない。例えば、震災のできごとを放映しているテレビを無理に見せるようなことはしない。

③ 中学生

- (ア) 元の状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。
- (イ) 勉強ができなくなったり、手伝いができなくても、しばらくの間は静観し、暖かく見守る。
- (ウ) 友人と遊んだり、話し合う機会をつくる。
- (エ) 家庭や地域の復興作業を手伝うように勧める。
- (オ) 意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望に立って生活上のアドバイスをする。

④ 高校生

- (ア) 勉強や決められた家の仕事ができなくても、一時的に静観し、暖かく見守る。
- (イ) 災害時の体験を、家族や仲間と一緒に語り合い、励まし合う。
- (ウ) 家や地域の復興など、再建活動に積極的に参加させる。
- (エ) 趣味やスポーツ、社会的活動に積極的に取り組むように言葉かけをする。
- (オ) アルコールや薬物等の依存が認められたり、うつ的になって自殺をほのめかす場合には、専門家に相談したり、専門機関と連携する。

⑤ 障害のある児童生徒等

障害の種別や状態に応じて現象や反応が異なるので、訴えを十分に聴くことや症状を注意深く見ることにより実態把握に努めることが大切であり、次のような対応が望まれる。

- (ア) 周囲の大人（教師や親）が注意深く観察し、子どもの変化を読み取り、積極的に対応する。
- (イ) 個別に言葉かけや身体接触の機会を多くもち、自分一人ではないと言って安心感を与える。

- (ウ) 視覚障害や聴覚障害等のある児童生徒等は、情報の不足による心理的不安があるため十分に情報を伝え、状況を把握させる。
- (エ) 教員や友達とのかかわりなどを多くして、心のケアを図る。
- (オ) 地域社会の人たちとのかかわりなどによって、ストレスを軽減する。
- (カ) 個々の障害から考えられる不安の要因を取り除くことにより、情緒的な安定を図る。
- (キ) 地域の行事等に参加し、人とのコミュニケーションを深める。
- (ク) 本人の訴えに耳を傾け、要求を受け入れることが大切である。

(5) 平常時の心の健康づくり

近年、子どもたちの精神発達の中で、発達課題が達成されないまま加齢することによって、問題が生じてきている。これからは、日常生活において円滑な人間関係のもち方やストレスの対処の方法等を指導しながら、心の健康、健康的な人間関係や行動を促進するための基礎を形成することにより、個々の発達課題達成に対する援助をすることが必要である。子どもたちが自尊感情をもち、自己主張や自分が要求された行為をしたくないと思ったり、すべきでないと考えているときに自分の意思を相手にはっきり告げて要求されている行為を断るなど、言いにくい相手や自分より強そうな相手に対して自分が言うべき必要なことだと考えていることを主張することができるようにするための具体的な学習を、あらゆる機会を活用し、教育活動全体を通じて指導することにより、子どもたちの心の健康づくりを図っていく必要がある。

Ⅶ 家庭・地域社会との連携

1 家庭、PTAとの連携

児童生徒等の事故は、学校（園）内だけでなく、校外の生活で起こるものが少なくない。家庭への支援・協力を求めるとともに、PTA活動等を通じて、教師と保護者が協力して事故防止や安全にとって望ましい行動の育成に当たることが大切である。そのためには、次のような活動が考えられる。

- (1) 校内外の安全点検や校内への不審者等の侵入防止対策への参加
- (2) PTAの広報誌やステッカー、標語ポスター等の活用による安全思想の普及・啓発
- (3) 家庭教育を担当している組織の主催による研修会の機会を利用した安全思想の普及・啓発
- (4) 水泳場の危険区域や交通事故発生等危険箇所の明示（地図の配布、標示等）
- (5) 道路の横断、自転車の利用上の安全についての交通安全パトロールの実施
- (6) 通学路や遊び場などで、暴力や誘拐などの犯罪が起りやすい場所での巡回や注意の喚起
- (7) 地域での犯罪被害の防止のための、「子ども110番の家」等の活動の促進
- (8) 災害発生時の連絡体制の確立や児童生徒等の保護者への引渡しについての了解
- (9) 避難用具、避難場所の確認や避難方法の話し合い及び練習の促進等に関する啓発
- (10) 学校における安全管理への保護者等の積極的な参加

なお、家庭でも日常的に安全指導を実施するように、できればパンフレットなどを作成して保護者の意識を高める工夫も必要である。

2 地域社会や地域関係機関・団体との連携

(1) 地域関係機関・団体との連携

学校における安全指導、安全管理を効果的に進めるためには、地域関係機関・団体との連携を緊密にすることが大切である。

① 交通安全指導、避難訓練

自治体、警察署、消防署などの関係機関・団体に協力を求めて、交通安全指導、避難（防災）訓練などを実施することは、学校安全活動を推進する上で非常に効果的である。

② 通学時の安全確保

通学路の設定、通学路の交通安全施設等の設置や維持補修及び危険箇所の改良、交通規制その他通学の安全確保について地域社会、道路管理者、警察などと連絡をとり、協力を得るとともに、地震、火山活動、津波や風水害、豪雪などの際の道路・交通状況などについての情報の把握や安全確保について、警察署、消防署などの関係機関・団体の協力を得ることが必要である。

③ 校外で学校行事を行う場合の安全確保

持久走大会等の学校行事や交通安全指導を行う場合には、実施計画作成に当たり、警察署に相談し、安全確保について協力を得ることが必要である。

④ 災害発生時の安全確保

防火、消火施設・設備の整備、災害発生時の避難場所、避難経路の確保、安全な誘導などについて、日頃から警察署、消防関係機関・団体等の協力を得て災害発生の場合に備えることが必要である。

⑤ 暴力や誘拐などの犯罪等に対する安全確保

犯罪被害の防止については、日頃から警察署などの関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等の安全確保を図ることが必要である。なお、野犬等の排除については、保健所などの協力を求め、安全確保を図ることが必要である。

(2) 地域に根ざした安全教育と地域の組織など関係機関・団体との連携

学校安全活動の活性化と充実を図るためには、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを、家庭や地域社会に積極的に求めていく必要がある。その内容や方法は、学校や地域の

実態に応じて選択、工夫されなければならない。

- ① 地域独自の安全に関する問題（例えば過去の自然災害など）を教材化する。
- ② 地域にある安全に関する施設、行事、歴史的事象を教材化する。
- ③ 警察官、消防署員、交通安全指導員等、地域で安全を守る人々の業務内容を教材化する。
- ④ 地域で開催される安全行事等に参加するなど学習の場を地域に広げ、指導内容の充実を図る。

（3）開かれた学校と防犯

学校の情報提供や施設開放などを含めた「地域に開かれた学校」づくりの推進は、ますます重要となっている。しかし、反面、学校の防犯への配慮も必要である。例えば、防犯設備と人的警備によって防犯計画を適切に立案すること、児童生徒等の在校時及び夜間や休日等の無人時の防犯体制を確立すること、学校開放時の開放部分における犯罪防止等に配慮することなどが挙げられる。

3 安全についての情報の活用

災害発生時には、迅速に対応することが求められる。その際、様々なメディアを通じた情報利用が可能である。

（1）テレビ、ラジオの情報活用

風水（雪）害、落雷等の気象災害や火山活動による災害では、災害発生時の情報はもちろん、あらかじめ災害発生の有無や避難についての情報を得ておくことが極めて重要である。特にテレビやラジオの気象情報や、災害の速報などに常に注意を払うことが必要である。停電時においても利用可能な電池式のラジオを常備しておくことも大切である。そして、メディアの情報を正確に理解することや、適切な判断に基づき行動することの大切さについて、機会をとらえて児童生徒等が学習しておく必要がある。

（2）電話、コンピュータ等を通じた情報の活用

コンピュータや電話（携帯電話、PHSを含む）を利用することで、情報を得るだけでなく、自分から情報を発信することも可能であり、災害時には大きな役割を果たす。特にインターネットへの接続によって、国内はもちろん海外からの情報入手及び情報発信が容易に可能となる。

電話では通常の使用法のほか、災害用伝言ダイヤルが非常時に利用可能である。インターネット上の情報として、国土交通省、文部科学省、警察庁、気象庁、消防庁などのホームページにアクセスすることで、安全に関する重要な情報を、迅速かつ正確に得ることができる。災害掲示板の利用や電子メールの利用なども、災害発生時などの非常時には有効な連絡手段となる。しかし、非常時には電話回線が不通となる可能性もあることから、その場合には無線の使用が大変有効な通信手段となる。

様々な情報伝達方法の長所短所を理解した上で、学校の管理下及び児童生徒等が在宅中に事故災害が発生した場合をそれぞれ想定し、有効な連絡手段をあらかじめ確立しておくことが必要である。